2　軽油引取税
船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から除外する船舶を専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三八号）（総務省）
1　道府県民税及び市町村民税
新たな公益信託制度の創設に伴い、公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の住所の特例について、所要の措置を講ずることとした。（附則第三条の二の三関係）
2　事業税
㈠　払込資本の額について、資本金の額又は出資金の額と一定の金額との合計額とすることとした。（第一〇条の二関係）
㈡　特定法人となる相互会社に準ずるものを外国相互会社とすることとした。（第一〇条の三関係）
㈢　特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人等の払込資本の額の算定において一定の配当等により減少した払込資本の額を加算する措置について、細目を定めることとした。（第一〇条の四、第一〇条の五関係）
㈣　地方税法附則第八条の三の四第一項の対象法人等を一定期間に限り同法第七二条の二第一項第一号ロに掲げる法人とする特例措置の適用を受ける法人について、申告書に同法附則第八条の三の四第一項の対象法人等に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととした。（附則第六条関係）
3　地方消費税
新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の受託者の義務の承継に関する規定を適用するための必要な読替えを定めることとした。（第三五条の七の三関係）
4　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一三九号）（国土交通省）
奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正関係
1　奄美群島振興開発特別措置法第八条第一項に規定する政令で定める事業として、次に掲げる事業を追加すること等とした。（第一条の二関係）
㈠　地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業
㈡　奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業
㈢　奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業
㈣　奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業
2　奄美群島振興開発特別措置法第五二条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とすることとした。（第八条関係）
㈠　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に規定する施設において分蜜糖を製造する事業
㈡　次に掲げる事業であって、独立行政法人奄美群島振興開発基金が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け（その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。）を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの
(1)　農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であって、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業
(2)　畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業
(3)　酒税法に規定する単式蒸留焼酎の製造の用に供する施設の整備に関する事業
(4)　観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業
総務省組織令の一部改正関係
自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第三条第三項関係）
財務省組織令の一部改正関係
大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第二条第二項及び第四条関係）
農林水産省組織令の一部改正関係
農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第五条関係）
国土交通省組織令の一部改正関係
国土政策局の所掌事務の特例等の延長を行うこととした。（附則第二条、第六条第二項及び第一〇条関係）
六　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一四〇号）（農林水産省）
一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係
東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）
二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係
1　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。
2　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の特例の適用期間を令和六年六月三〇日まで延長することとした。
3　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の特例に係る規定を削ることとした。（第二条関係）
三　施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**所得税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）
1　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権を加えることとした。（第六条関係）
2　公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置について、適用対象となる公社債等の管理の方法に、一定の社債につき金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関に当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の一定の要件を満たす保管の委託をする方法を加えることとした。（第五一条の三関係）
3　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に次の助成金を加えることとした。（第八九条関係）
㈠　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金
㈡　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金
4　資本的支出の取得価額の特例について、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に伴い支出する金額が資本的支出として必要経費不算入となる場合には、その漁港水面施設運営権と種類を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとした。（第一二七条関係）
5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**法人税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）
一　法人税法施行令の一部改正関係
1　外国法人に対して行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外される現物出資に係る移転資産である無形資産等の範囲を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（法人税法施行令第四条の三関係）